

梓川消防署からのお知らせ

林野火災注意報運用開始

令和7年2月26日に岩手県大船渡市において発生した過去最大規模の林野火災を受け、林野火災予防の実効性を高める必要があることから、**令和8年1月1日**から林野火災予防を目的とした「**林野火災注意報**」の運用が開始されます。林野火災注意報発令時は次のとおり**火の使用制限**がされます。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと
- 2 煙火を消費しないこと
- 3 屋外において火遊び又は たき火 をしないこと
- 4 屋外においては、引火性又は暴発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- 5 山林において喫煙をしないこと
- 6 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること

屋外での焼却は禁止されています！！



軽微な落ち葉焚きや農林業でやむ得ない場合を除き**屋外での焼却は原則禁止**です。

軽微な落ち葉焚きや農林業での畔草焼き、野焼き等を行う場合は、条例で定められた「**火災とまぎらわしい煙を発するおそれのある行為の届出**」を事前に届け出てください。

届出様式については「松本広域消防局ホームページ」→「申請・届出」→「火災予防条例関係」内にありますのでご活用ください。

山火事防止



林野火災注意報発令時の広報について

林野火災注意報が発令された場合は、消防署敷地内にのぼり旗を掲出し、消防車両での巡回広報等を実施し周知いたします。

問い合わせ先: 梓川消防署
TEL: 0263-78-2090
Mail: shobo_azusagawa@m-kouiki.or.jp